

名護市における停電対策への取組についての意見書

平素より、名護市における電力の安定供給に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、沖縄県においては、毎年夏から初秋にかけて台風の襲来が常態化しており、強風や豪雨に伴う倒木、土砂崩れ、河川の氾濫等により停電が発生するおそれのある厳しい自然条件下にあります。特に当市においては、地理的条件等から一たび停電が発生した場合は復旧までに長時間を要する傾向が見られ、住民生活や地域経済に与える影響は極めて大きなものとなります。

長時間の停電は日常生活に多大な支障を来すのみならず、浄水場や医療機関、在宅医療機器の使用、通信手段の確保等、住民の生命・安全にも直結する重要な課題であります。また、観光業、商業、農林水産業といった地域産業の継続にも大きな影響を及ぼすことから、電力の安定供給は地域振興及び定住環境の整備を進める上で極めて重要な基盤であると考えております。

当市においても、非常用発電機の常設や移動式発電機の配備など、停電発生時を想定した対策に取り組んでおりますが、長時間に及ぶ停電が発生した場合には防災拠点となる市庁舎等における災害対応や住民サービスの提供に支障を来すことが懸念されます。加えて、住民や事業者においても、発電機やポータブル電源の確保など、個々の負担による対応を余儀なくされている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、当市内における停電の未然防止及び万一停電が発生した場合においても早期復旧が図られるよう、電力設備の機能強化や保守体制の充実など、平時からの対策が一層重要であると考えております。

つきましては、電力供給が行政サービスと同様に社会生活及び経済活動に不可欠な重要インフラであることに鑑み、下記事項を要請いたします。

記

- 1 名護市内において、安定的な電力供給網の確保のために無電柱化を含めた対策を講ずること。
- 2 台風襲来前からの予防的対応として、樹木の伐採・枝打ち等の対策を含む配電設備周辺の環境整備、設備点検及び補強を計画的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年7月3日

沖縄県名護市議会

宛先 農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、沖縄県知事